

各市町村ご担当者 様

団体名 一般社団法人山梨県介護支援専門員協会 峡東支部

質問者氏名 支部長 茄子川 修

電話 0553-35-3600 (笛吹荘居宅介護支援事業所)

FAX 0553-35-3602 (同上)

対象サービス種別 居宅介護支援

質 問 票

表 題	新型コロナウイルス感染拡大における居宅介護支援の 臨時的な取扱いについて
質問の趣旨・内容	新型コロナウイルス感染拡大が進む中で、居宅介護支援事業所の介護支援専門員全てが感染者若しくは濃厚接触者となり、出勤停止・事業休止になる可能性がある。その場合、契約している利用者のケアマネジメントが継続困難となり、利用者の自立支援が損なわれる。その場合、緊急措置として他の居宅介護支援事業所が一時的にケアマネジメントを行う等の対応する事は可能か？また、可能な場合の具体的な取扱いについて示されたい。
質問に関連する法令及び通知等	指定居宅介護支援等 622～648ページ 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて1～第6報
部内で検討した際の疑問点	・他事業所が一時的に担当を受けるときの契約や個人情報の取扱いについて。また付随する一連のマネジメントプロセスの必要性、介護報酬の請求等の取扱い
質問者の見解及びその根拠	・居宅介護支援事業所が一定期間閉鎖する事は、著しく当該利用者の自立支援を損なう。その為、そのリスクを想定したうえで予め利用者情報や対応について、任意の事業所と対応について申し合わせを行い、利用者の自立支援の低下を最小限に抑える事が出来ると考える。
参照した関係書籍名(ページ数を記載)・資料名、基準省令・解釈通知等	・平成30年4月版 介護報酬の解釈 指定基準編 622～648ページ ・新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて1～第6報
回答方法について	回答についてはお手数をおかけしますが、書面にて上記宛先にFAXでお願い致します。なお、回答頂きました内容は、介護支援専門員協会会員で共有させていただきますのでご承知おき下さい。